

公益財団法人ひょうご環境創造協会兵庫県環境研究センター
文部科学省科学研究費補助金による研究実施規程

平成21年4月1日制定

平成22年2月1日改定

平成24年4月1日改定

平成29年4月1日改定

公益財団法人ひょうご環境創造協会
兵庫県環境研究センター
センター長

(設置)

第1条 この規程は、公益財団法人ひょうご環境創造協会兵庫県環境研究センター（以下「研究センター」という。）において研究活動に従事する者（以下「研究者」という。）が行う研究のうち、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会の科学研究費補助金（以下「科研費」という。）による研究について、その成果をあげるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

(研究の実施部署、研究を行う職)

第2条 研究センターにおける研究活動の実施部署及び研究者は以下のとおりとする。
水環境科（科長、研究主幹（水質環境担当）、主任研究員、研究員、
研究主幹（安全科学担当）、主任研究員、研究員）
大気環境科（科長、研究主幹、主任研究員、研究員）

(研究計画の策定)

第3条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。
2 当該研究計画を立案し実施する研究者は、あらかじめ様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しをセンター長宛に提出するものとする。

(研究の実施)

第4条 研究者が科研費による研究を行う場合は、研究センターの活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱)

第5条 研究者は、科研費により行った研究成果を自らの判断で公表することができるものとし、公表のため職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第6条 科研費による研究を行う研究者は、科学研究費補助金制度に係る規程及び交付の

際に附される諸条件に従い報告書を作成するものとし、当該報告書等の写しをセンター長宛に提出するものとする。

(管理等の事務)

第7条 科研費の研究計画調書等の取りまとめは各科において所掌し、同補助金の経理管理等の事務は、総務企画課において所掌する。

(法令等の遵守)

第8条 研究センター並びに研究センターに所属する研究者及び職員は、科研費にかかる事務の遂行に当たり、文部科学省、独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関する関係法令、ルールを遵守するものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年2月1日から改正する。

この規程は、平成24年4月1日から改正する。

この規程は、平成29年4月1日から改正する。